

實ニ上七八段ハ小石交ノ白砂也、馬ノ足ト、マルベキ様ナシ、歩ニテモ馬ニテモ、落スベキ所ニ
非ズ、略中軍將宣ケルハ、一ハ馬ノ落様モ見、一ハ源平ノ占形ナルベシトテ、葦毛馬ニ白覆輪白ケ
レバ、白旗ニ准ヘテ源氏トシ、鹿毛馬ニ黄覆輪赤ケレバ、赤旗ニナゾラヘテ、平氏トテ追下ス、略中
源氏ノ馬ハ這起ツ、身振シテ峯ノ方ヲ守、二聲嘶、篠原ハミテ立タリ、平家馬ハ身ヲ打損ジ、臥テ
再起ザリケリ、城中ニハ之ヲ見テ、敵ノヨスレバ、コソ鞍置馬ハ下ラメトテ、驢迷ケル處ニ、御曹司
ハ源氏ノ占形コソ目出ケレ、平家ノ軍左様アルベシ、人ダニ心得テ落スナラバ、誤更ニアルマジ
落セ、ト宣ヘドモ、我ダニ恐テ落ネバ、人ハ怖テエオトサズ、白旗五十流計梢ニ打立テ宣ヒケ
ルハ、守テ時ヲ移ベキニ非、礮ヲ落スニハ、手綱アマタアリ、馬ニ乘ニハ一ツ心、二ツ手綱、三ニ鞭、四
ニ鎧ト云テ、四ノ義アレ共、所詮心ヲ持テ乗物ゾ、若殿原ハ見モ習乗モ習ヘ、義經ガ馬ノ立様ヲ本
ニセヨトテ、眞逆ニ引向ツ、ケ、ト下知シツ、馬ノ尻足引敷セテ、流レ落ニ下タリ、略西行
〔西行一生涯草紙〕このたびの出家さはりなくとげさせ給へと、三寶に新請し申て、やどへかへり
たるほどに、としごろたへがたく、いとおしかりし四歳なる女子、ゑんにいでむかひて、てのき
たるがうれしきとて、そでにとりつきたるを、たくひなく、いとをしく、目もくれ、なみだもこぼれ
げれども、是こそは、煩惱のきづなをきるとおもひて、ゑんよりまもへけを、としたりければ、なき
かなしみけれど、耳にもき、いれずして、うちにいりて、こよひばかりの、かりのやどりぞかしと、
なみだにむせびてぞ、あはれにおぼへける、女はかねてより、をとこの家出せんことをさと
つて、このむすめのなきがなしむをみて、おどろくけしきのなかりける、こゝ哀なりけれ、
〔吾妻鏡九〕文治五年六月卅日戊午、大庭平太景能者、爲武家古老、兵法存故實之間、故以被召出之、被
仰合奥州征伐事、曰、此事窺天聽之處、于今無勅許、愁召聚御家人、爲之如何可計、申者、景能不及思案、
申云、軍中聞將軍之令、不聞天子之詔云云、已被經奏聞之上者、強不可令待、其左右給隨而奉、衡者受